

『地域建設業経営強化融資制度』

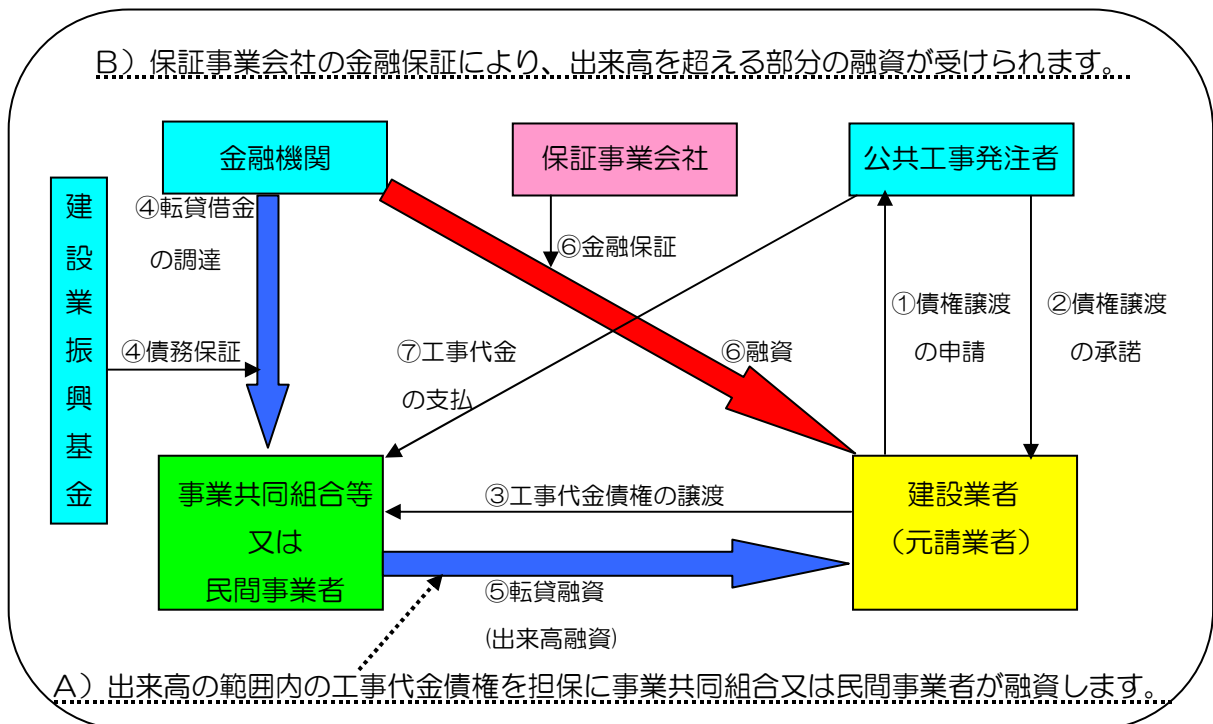
『地域建設業経営強化融資制度』とは

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設業者の資金繰りの円滑化を図るため、政府の「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、国土交通省が創設した融資制度です。

制度の概要

事業協同組合等又は一定の民間事業者(※)が行う転貸融資と前払保証事業会社の債務保証とを組み合わせることにより、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を図るものです。

- A) 公共工事請負代金債権を担保に、事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高額の融資が受けられます。
- B) 保証事業会社の融資保証によって、金融機関から工事の出来高を超えた未完成部分について融資が受けやすくなります。



※ 利用できる事業共同組合 現在なし
認定を受けた民間事業者

北保証サービス(株)

(株)建設経営サービス

(株)建設総合サービス

融資のイメージ

A) 転貸融資(出来高融資)

工事の出来高部分から前払い金、中間前払金、部分払金及び違約金を控除した金額の融資を受けることができます。

B) 金融保証

工事の未完成部分については、保証事業会社の金融保証により金融機関からの融資が受けやすくなります。

